

野辺地町地域おこし協力隊インターン募集要項

【野辺地町の概要】

野辺地町は、下北半島の玄関口に位置する人口約12,000人の田舎町です。

江戸時代から明治期にかけて、北前船の一大寄港地として栄えたまちであり、北前船によって運ばれた上方文化が今も町のそこかしこにたたずみ、大切に伝えられ地域の財産となっています。（北前船日本遺産の構成自治体として認定されています。）

当町は県庁所在地の青森市や下北半島の拠点のむつ市、地方都市である八戸市、観光地「奥入瀬溪流・十和田湖」に60分から90分程の交通の要衝にある町で、県内の都市や観光地には比較的どこにでも行きやすい町となっています。

また、町内にもレジャースポットが多数あり、春は愛宕公園でお花見、夏は十符ヶ浦海水浴場で海水浴、秋は烏帽子岳の登山や柴崎レクリエーション施設でのキャンプ、冬はまかど温泉スキー場でのウィンタースポーツと一年を通して楽しむことができます。

【募集概要】

町観光の主軸となる（一財）野辺地町観光協会において、町外からの人材確保による新たな視点での観光資源発掘・磨き上げやPR、これまでの日常生活や旅行などの経験を基にしたイベント企画など、町の魅力を活かした新たな観光地域づくりに意欲的に活動し、観光振興及び当該協会の観光収益・自立運営の促進を図る人材を、インターンとして募集します。

1. 活動内容

インターンは目的達成に向け、次の業務を活動として実施していただきます。

- ・（一財）野辺地町観光協会実施事業への従事

【例】観光案内業務、協会運営事務、外部からの受託業務、地域活性化イベント
外交販売の実施等

- ・（一財）野辺地町観光協会の自主財源の向上を目的とした新規イベントや事業の開拓
- ・観光協会既存事業のブラッシュアップ及び共同実施
- ・SNS等による効果的な情報発信
- ・その他観光分野に関する業務

2. 募集人数

1名

3. 募集期間

令和5年10月10日から令和5年10月31日まで

4. 応募資格

〔全体事項〕次の全ての要件を満たす方

- （1）心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方
- （2）地域住民と積極的にコミュニケーションを図りながら、意欲的に取り組むことのできる方
- （3）3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）

①3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭

和60年法律第63号)に指定された地域(以下「法指定地域」という。)以外の都市地域
②3大都市圏以外の政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、
北九州市、福岡市及び熊本市)のうち、法指定地域以外の都市地域
※上記(①・②)の地域要件は、総務省のホームページで確認できます。

- (4) 年齢20歳以上45歳未満(令和5年9月1日時点／男女不問)
(5) 普通自動車免許を取得し日常的に運転している方
(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しない方

①成年被後見人又は被保佐人
②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらせるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔活動に関する事項〕 次の要件を満たす方

- (1) 町の条例や規則等を遵守できる方
(2) パソコンの一般的な操作(Word、Excel、インターネット)ができ、SNSを活用することに抵抗のない方

5. 雇用形態・期間

- (1) 町との雇用関係はありません。委嘱し、観光業務を個人委託します。
(2) 委嘱期間は任用開始の日から4週間

6. 活動拠点

(一財)野辺地町観光協会(野辺地町観光物産PRセンター)
※活動場所は町内全域、活動内容によっては町外でも活動します

7. 活動費

1活動日当たり12,000円

8. 待遇及び福利厚生

- (1) 健康保険料、国民年金等は個人で手続きし、個人負担となります。
(2) 住居は町内宿泊施設に宿泊していただきます。生活費、交通費等は個人負担となります。
(3) 活動に必要な物品(パソコン等の事務機器)は、私用物の無償借上げとなります。
(4) 活動時の車輛は、原則私用車を借り上げることとする。

9. 活動開始予定日

活動開始予定希望日がある場合は相談に乗ります

【問い合わせ】 〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町役場 産業振興課

TEL0175-64-2111(267) FAX0175-64-7130